

田川市個人情報保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田川市個人情報保護条例（平成14年条例第10号。以下「条例」という。）第40条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の届出)

第2条 条例第8条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の開始年月日
- (2) 個人情報の記録の形態
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第8条第1項の規定による個人情報取扱事務の届出は、個人情報取扱事務届出書（様式第1号）により行うものとする。

3 条例第8条第2項の規定による個人情報取扱事務の廃止又は変更の届出は、個人情報取扱事務（廃止・変更）届出書（様式第2号）により行うものとする。

4 条例第8条第4項及び第10条第4項の規定による公表は、告示により行うものとする。

5 条例第8条第4項の規定による閲覧は、個人情報目録（様式第3号）により行うものとする。

6 条例第8条第5項の規定による田川市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）への報告は、個人情報取扱事務届出報告書（様式第4号）により行うものとする。

(目的外利用又は外部提供の届出)

第3条 条例第10条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 目的外利用又は外部提供に係る個人情報取扱事務の名称
- (2) 目的外利用又は外部提供をする理由
- (3) 目的外利用又は外部提供をする年月日
- (4) 目的外利用又は外部提供をする個人情報の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第10条第3項の規定による目的外利用又は外部提供の届出は、個人情報目的外利用・外部提供届出書（様式第5号）により行うものとする。

3 条例第10条第5項の規定による審議会への報告は、個人情報目的外利用・外部提供

届出報告書（様式第6号）により行うものとする。

第3条の2 条例第10条の2の規定による目的外利用又は条例第10条の3の規定による外部提供に関する市長への届出については、前条第2項の規定を準用する。

2 前項の規定による目的外利用又は外部提供（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下次条において「番号法」という。）第19条第14号に該当する場合に限る。）に関する審議会への報告については、前条第3項の規定を準用する。

（開示等の請求手続）

第4条 条例第17条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 請求の区分
- (2) 訂正、消去又は利用中止の内容
- (3) 開示の方法
- (4) 代理人が本人に代わって請求する場合の本人の氏名等

2 条例第17条第1項に規定する請求書は、自己情報（開示・訂正・消去・利用中止）請求書（様式第7号）とする。ただし、代理人が提出する場合は、本人の委任状を添付しなければならない。

3 条例第17条第2項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任意後見契約が締結されている場合において、その効力が生じているとき。
- (2) 負傷又は疾病による入院、身体障害等の理由により、本人が請求手続を行うことが著しく困難であると認められるとき。

4 条例第17条第3項及び第27条第1項に規定する規則で定めるものは、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2の様式によるものに限る。）、個人番号カード（番号法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）その他これらに準ずる書類とする。

（個人情報訂正実施通知書）

第5条 条例第20条の規定による通知は、個人情報訂正実施通知書（様式第8号）により行うものとする。

（可否決定通知書）

第6条 条例第25条第1項の規定による通知は、自己情報開示等可否決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（可否の決定期間の延長）

第7条 条例第25条第2項の規定による通知は、自己情報開示等可否決定期間延長通知書（様式第10号）により行うものとする。

（決定期限特例通知書）

第8条 条例第25条第3項の規定による通知は、決定期限特例通知書（様式第11号）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知）

第9条 実施機関は、条例第26条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するときは、開示請求に係る個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第26条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る個人情報の含まれている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第26条第1項の規定による通知は、意見照会書（様式第12号）により行うものとする。

4 条例第26条第2項の規定による通知は、意見照会書（様式第13号）により行うものとする。

5 条例第26条第3項の規定による通知は、開示決定に係る通知書（様式第14号）により行うものとする。

（開示の方法）

第10条 条例第27条第2項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 文書及び図面 閲覧又は写しの交付
- (2) 電子計算組織上の磁気テープその他これらに類するもの 出力若しくは採録したものの閲覧又は写しの交付
- (3) 写真、フィルム、磁気テープ（電子計算組織上のものを除く。）その他これらに類するもの 視聴

(審議会諮問通知書)

第11条 条例第29条の規定による通知は、審議会諮問通知書(様式第15号)により行うものとする。

(事業者に対する指導、勧告等)

第12条 条例第34条第1項の規定による是正若しくは中止の指導又は勧告は、その理由その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 条例第34条第2項の規定による公表は、広報紙への掲載により行うものとする。

(費用負担)

第13条 条例第35条第1項ただし書に規定する写しの作成に要する費用は、次の表のとおりとする。ただし、写しの送付に要する費用は、郵送料の実額とする。

種別	費用の額
複写機により用紙に複写したものの交付	1枚につき10円
複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	1枚につき50円
電磁的記録をCD-Rに複写したもの	1枚につき70円

(運用状況の公表)

第14条 条例第38条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 毎年6月末日までに前年度分を公表する。

(2) 公表事項は、次に掲げるとおりとする。

ア 個人情報取扱事務の届出件数

イ 請求等の件数

ウ 請求等に係る可否の決定状況

エ 審査請求件数

オ その他必要事項

(3) 公表は、広報紙への掲載により行うものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年8月1日から施行する。ただし、条例附則第2項の規定による実施のための準備に関する規定は、公布の日から施行する。

(田川市情報公開審査会規則の廃止)

- 2 田川市情報公開審査会規則(平成4年規則第30号)は、廃止する。

- 3～4 (他の関係規則の改正規定につき略)

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

[様式略]